

1. 〔公的研究費の運営・管理に関する責任体系〕

最高管理責任者	学 長
---------	-----

法人の公的研究費の運営・管理に関する最終責任を負うとともに、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるよう、適切なリーダーシップを発揮し、公的研究費の不正防止に率先して対応し、不正防止計画の進捗管理に努めなければならない。

- ・ 国立大学法人山口大学における公的研究費の不正防止に関する規則第3条

統括管理責任者	副学長（財務施設担当）
---------	-------------

最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について本法人全体を縦括する実質的な責任及び権限を持つ。

- ・ 国立大学法人山口大学における公的研究費の不正防止に関する規則第4条

コンプライアンス 推進責任者	人文学部長
	教育学部長
	経済学部長
	理学部長
	医学部長
	工学部長
	農学部長
	共同獣医学部長
	国際総合科学部長
	大学院医学系研究科長
	大学院創成科学研究科長
	大学院東アジア研究科長
	大学院技術経営研究科長
	大学院連合獣医学研究科長
	医学部附属病院長
	教育・学生支援機構長
	大学研究推進機構長
副学長（学術基盤担当）	
副学長（財務施設担当）	

部局における公的研究費の運営・管理について実質的な責任及び権限を持つ。

- ・ 国立大学法人山口大学における公的研究費の不正防止に関する規則第5条